2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年12月16日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより装備施設本部長から技本立川㉑特高受電設備新設工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数が1,100点以上であること。

⑷　平成６年度以降に元請けとして、特別高圧受配電設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で、入札説明書に示すものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（施本建第220号（ＣＣＰ）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について（通知）」（経施第4404号。21. 3.31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　設計提案書が適正であること。

⑺　次の基準のすべてを満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格」とは次のものをいう。

・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成６年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。）。

⑾　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「特別高圧変圧器の負荷損、無負荷損の低減」について

・「掘削工事における近接する既設高圧地中電線路への安全対策」について

１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。

なお、技術提案数が５つを越えた場合は、当該技術提案に係る配点は０点とする。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、上記⑴のア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は50点とする。

ウ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」及び「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

エ　上記⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、上記⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　上記⑴ア及びイの評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他　受注者の責により入札時の上記⑴アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第二係　電話048―600―1800（内線2443）

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等

ア　交付期間　平成21年12月16日から平成22年２月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成22年２月24日は午後５時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ

図面類：ＰＤＦ

数量表等：Excel（2003形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　電子入札システムにより難い場合は、以下のとおり紙による交付を行う。

㋐　交付期間　平成21年12月16日から平成22年２月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。